

「消費税はかかる?かからない?」

消費税はかかる?かからない?

税務部 今井 貴之

平成元年4月1日から導入された消費税は、当時3%でした。100円のものを買うのに103円となり、お財布に小銭が溜まっていくのに、不思議な感じを覚えたのも、今となっては懐かしい気がします。

平成9年4月1日からは、5%になり、消費税が上がるということで、駆け込み消費が話題になったりしました。

以前、消費税のしくみについて、このカンタン解説でご紹介しておりますが、今回は具体的な取引を中心にご紹介していければと思います。

1. 基本的な考え方

原則として、国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供などの消費行為に対して消費税は課税されています。

しかし、「消費税の性質から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づくもの」、また、消費税は消費した地で課されるべきであるという「消費地課税主義」の考え方などから、一定のものについては、消費税が課されないこととなります。それでは、どんな取引に消費税がかかってくるのか、具体例をみていきましょう。

2. 具体例

◆消費税を受け取る取引

科目	消費税	
	かかる	かからない
売上高	商品を国内で販売した。	商品を海外へ輸出した。
⇒	商品を国内で販売したときには、消費税はかかるが、輸出の場合は、税率が0% (免税) となり、消費税はかからない。	
売上高	国内でイベントを開催し、売上を得た。	海外でイベントを開催し、売上を得た。
⇒	国外でのサービスの提供には、消費税はかからない。	
受取地代	事務所用家賃が入金された。	居住用アパートの家賃が入金された。
⇒	契約書が「事務所用」の場合は消費税がかかるが、「居住用」の場合は消費税がかからない。ただし、「居住用」の場合でも、契約期間が1ヵ月未満の場合は消費税がかかる。※事務所用の保証金は、退去時、返却するものなので、消費税はかからない。	
受取地代	駐車場を貸付け代金を受け取った。	土地を貸付け、代金を受け取った。
⇒	1ヵ月以上の土地の貸付けには、消費税はかからない。駐車場でも、舗装等全くない未整備の土地で賃借期間が1ヵ月以上ならばかからない。	

「消費税はかかる?かからない?」

◆消費税を支払う取引

取引	消費税	
	かかる	かからない
人件費	外注先へ報酬を支払った。	社員へ給与を支払った。
⇒	請負契約である外注先の支払いには、消費税はかかるが、雇用契約である従業員への給与の支払いには、消費税はかからない。 ※外注か給与かについては、細かく要件がありますので、要注意です。	
人件費	人材派遣料を派遣会社に支払った。	出向者の給与負担金を出向元法人に支払った。
⇒	人材派遣料は、計算が給与と同様でも、人材派遣会社への手数料として消費税がかかる。	
交通費	国内への出張手当を支払った。	海外への出張手当を支払った。
⇒	海外への出張手当には、消費税はかからない。	
寄付金	母校にビデオカメラを寄付した。	ユニセフ募金に寄付をした。
⇒	寄付の際、お金ではなく物品を購入して寄付した場合には、購入物品について消費税がかかる。	
会費	セミナーの会費を支払った。	組合の会費を支払った。
⇒	セミナーなど役務の提供があり、対価を受けるものには、消費税はかかるが、組合の運営費にあてられる会費には対価関係がないので、消費税はかからない。	
手数料	国内の銀行間の振込手数料が引き落とされた。	外国送金手数料が引き落とされた。
⇒	外国への送金手数料には消費税はかからない。	

以上、具体例を中心にカンタンに御説明させて頂きました。
 現在でもそうですが、今後は、ますます消費税増税の議論が進んでいくことと思います。
 今後、消費税が 10、20%と上がっていった時に、消費税のインパクトが大きくなり、
 消費税がかかる、かからないというのは、さらに大きな問題となってくるでしょう。

内容によっては細かい要件が、定められているものもありますので、詳しくは弊社担当者までお問い合わせください。